

## 外国人向け福山市紹介写真集作成業務委託 仕様書

### 1 業務名

外国人向け福山市紹介写真集作成業務

### 2 業務の目的

海外のインフルエンサーその他一定の影響を持つ外国人を主たるターゲットとして、福山市の歴史、文化、風景等を視覚的に紹介することにより、福山市への関心や訪問意欲の向上を図るために、配布可能な写真集の作成業務について委託する。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から2025年（令和7年）3月31日まで

### 4 業務内容

日本語又は英語の紹介文とともに福山市の魅力的な写真を利用し、受注者の技術力をもって外国人に向けた特色ある写真集を作成する。

#### (1) 業務内容

- ・写真集全体の企画構成及びデザイン
- ・写真撮影及び収集（収集については、福山アンバサダーの写真を活用すること。）
- ・編集（資料収集、日本語及び英語の文章作成、取材、著作権処理などの業務など。）
- ・電子媒体制作（版下データ、PDF及び写真データ）
- ・印刷製本
- ・その他写真パンフレット作成に係る必要な業務

#### (2) 仕様

- ・仕上げ：A5版、28ページ以上（表紙・裏表紙含む。）
- ・印刷：電子組版方式オフセット印刷、オールカラー印刷
- ・紙質：マットコート紙四六判110kg以上  
※環境に配慮した用紙を使用すること。
- ・製本：無線とじ
- ・写真：約30点以上
- ・校正：文字校正2回、色校正1回
- ・印刷部数：1,000部（日本語版）  
2,000部（英語版）

※仕様については、上記を基本とし、目的を達成するために最も効果的な提案をすること。

### 5 企画及び構成項目等

企画及び構成項目については次にあげる事項を基本とし、必要に応じて受注者が提案すること。なお、外国人を対象とした写真集としているため、英語圏の外国人スタッフを企画及びデザインの人員として配置することが望ましい。

## (1) 企画内容

- ・ SNSに「#福山アンバサダー」を付けて投稿されている福山アンバサダーの写真を主として活用すること。なお、写真の選定は受注者で行い、使用許可等福山アンバサダーとの連絡調整については福山市で行う。
- ・ 福山アンバサダーの写真にはクレジットを入れること。
- ・ 写真集はインスタグラムを紙媒体にしたイメージとする。説明文章は端的なものとし、二次元コードでホームページ等に誘導し写真の詳細内容を確認できるような様式をとること。なお、誘導先については福山市が指定する。
- ・ 日本における福山市の位置、国内主要都市から福山市までの距離及び福山市内における写真撮影場所が分かるよう、地図・イラストマップ等を取り入れた内容のページを作成すること。
- ・ 同様の写真内容で日本語版及び英語版の2種類を作成すること。
- ・ 取材又は写真撮影を要する場合に必要な交渉は、原則受注者において行うこと。
- ・ 福山アンバサダー以外の写真については受注者が用意すること。

## (2) 構成項目 (案)

- ・ 表紙・裏表紙
- ・ 福山城
- ・ ばら
- ・ 軀の浦
- ・ デニム
- ・ 年中行事 (祭りなど)
- ・ 歴史・伝統文化・芸能

## 6 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市市長公室情報発信課 (福山市東桜町3番5号)
- (2) 受注者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所

## 7 執行体制

- (1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 4に掲げる業務内容を遂行するに当たり十分な人員を配置すること。

## 8 納入物件と納期

- (1) 実施体制図・委託業務実施計画書

※契約後速やかに提出すること。

- (2) 納入物

- ・ 写真集：1,000部 (日本語版)  
2,000部 (英語版)
- ・ 版下データ (DVD-ROM等1枚)

- ・ PDFデータ（DVD-ROM等1枚）
- ・ 写真データ（DVD-ROM等1枚）
- ・ 業務完了報告書

### （3）納入期限及び場所

- ①納入期限：2025年（令和7年）3月31日（月）
- ②納入場所：福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）

## 9 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

## 10 再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により福山市の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 12 業務実施上の条件

- （1）計画・実施については、発注者と十分協議して行い、受注者は、本業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、福山市と協議を行うこと。
- （2）受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、福山市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。
- （3）業務の実施に必要な経費や著作権料は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- （4）写真集の作成に当たり、福山市の保有する写真・資料などが必要な場合は可能な範囲で提供する。
- （5）福山市が、版下データを使用して印刷できるものとする。
- （6）受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- （7）従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- （8）業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- （9）受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、業務委託終了後も同様とする。

- (10) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。